景観地区（素案）に関する意見を募集

問い合わせ　都市計画課　☎38-2109/FAX38-2164
Eメール　info@city.ashiya.hyogo.jp（〒659-8501　住所不要）

市では、景観地区認定制度による景観協議や、よりよい景観の継承と優れた都市景観創造の実現に取り組んでいます。このたび、「芦屋景観地区（素案）」を策定しましたので、市民の皆さんの意見を募集します。

■**素案の閲覧**
市ホームページ、市役所北館三階都市計画課、北館一階行政情報コーナーでご覧いただけます。

■**募集期間**
七月十五日から八月十五日までに都市計画課へ持参、または郵送・ファクス・Eメールのいずれかで提出してください。
様式は問いませんが、ご意見には住所、氏名（団体の場合は名称・代表者氏名）、電話番号、ファクス番号、メールアドレスを明記してください。
※電話または窓口での、口頭による意見は受け付けていません。

■**公表の予定**
ご意見は、市の見解とともに市ホームページ等で公表（氏名等は非公表）する予定です。

芦屋川スケッチ（井上正三・画）

市立芦屋高等学校跡地　活用提案募集

問い合わせ　管財・検査課　☎38-2013

周辺の良好な住環境を保全するため、土地利用を学校用途に限定した活用提案の一般公募を実施します。

市立芦屋高等学校

【物件の概要】
■**所在地**　剱谷九番一
■**面積**　一万八千六百七十四㎡
■**用途地域**　第一種中高層住居専用地域
■**建ぺい率**　六〇％
■**容積率**　二〇〇％

【募集日程など】
■**募集要項配布**　七月初旬
■**応募の受け付け**　七月下旬～八月中旬
■**事業予定者の決定**　八月中旬
■**仮契約の締結**　八月下旬
■**本契約の締結**　九月下旬
■**所有権移転**　十一月下旬

不動産公売

市税の滞納により差し押さえた不動産を、インターネットによる入札の方法で公売します。
入札には、どなたでも参加できます。

【公売物件】　※下見会は行いません。
■**所在地**　①兵庫県西宮市山口町香花園　②滋賀県高島市安曇川町中野（びわこ台）　■**地目**　①山林（現況造成前宅地）　②山林（現況介在山林）別荘地
■**面積**　①406㎡～②299㎡～340㎡
■**区画数**　①２区画　②６区画

【公売日程】
■**申し込み**　７月10日（木）午後１時～24日（木）午後５時　■**入札期間**　７月30日（水）午後１時～８月６日（水）午後１時
※納付等により中止になる場合があります。
公売物件等の詳細は、公売広報、市ホームページを参照してください。

問い合わせ　収税課　☎38-2014

介護保険料の決定通知書を郵送

問い合わせ　高年福祉課　☎38-2046

介護保険料の決定通知書を、七月十日ごろに発送します。
保険料の算定は、本人や家族の所得等に応じて決定されます。
保険料の納め方は、特別徴収（年金天引き）と普通徴収（納付書もしくは口座振替）があります。年金受給のかたも、普通徴収になる場合がありますので、「通知書」を必ず確認してください。
普通徴収は、年間保険料を七月から翌年の二月までの八期に分けて、納付する方法です。
ただし、特別徴収が開始した場合には、普通徴収の回数が変わりますのでご注意ください。
所得が前年の半分以下になるなど、保険料の納付が困難なかたは、減免を受けられる場合がありますので、納付期限の七日前までにご相談ください。

市民委員を募集

問い合わせ　障害福祉課　☎38-2043/FAX38-2160
Eメール　info@city.ashiya.hyogo.jp（〒659-8501　住所不要）

芦屋市障害者（児）福祉計画（第５次中期計画）・芦屋市障害福祉計画（第２期）策定委員会

市では、平成二十一年度からの次期計画の策定にあたり、市民の皆さんの意見を反映するため、「市民委員」を募集します。
これらの計画は、障がいのあるかたが地域の中で自立した生活を送るため、地域生活支援や社会参加の促進のための基盤整備、必要な各種サービス見込み量等について、策定するものです。

【募集内容】
■**期間**　七月十五日（火）まで
■**人数**　二人以内
■**資格**　市内に居住し、七月一日現在、満二十歳以上のかた
■**任期**　七月～平成二十一年三月末
■**活動**　平日または土・日曜日の昼間に、一回二時間（合計五回）程度
＊詳細は委員会で決定。
■**応募方法**　「障がいのある人が地域で自立した生活を送るために必要なこと」に関する作文（八百字以内、書式自由）に、住所・氏名・電話番号・生年月日・性別を記入し、郵送・ファクスまたはメールで障害福祉課へ。
＊応募原稿は返却しません。
■**審査方法**　応募原稿は策定委員会委員（市民枠・推薦委員）で審査の上、結果をご本人に通知します。

こちら消費生活センターです

問い合わせ
消費生活センター　☎38-2034

ちょっと役立つQ&A　火災警報器の訪問販売

Q「法律で各部屋に火災警報器の設置が義務付けられた」と業者が訪問してきました。ホームセンターなどで安価で販売されているものは二～三年で使えなくなるし、警報システムにも連携していないので役に立たないとも言われました。一器に付き二万五千円と高額なので迷っていると、火災が起きた場合は火災警報器が付いていないと火災保険がおりないと聞かされ、契約しましたが本当ですか。

A 火災警報器は、平成十八年六月一日から新築住宅に、既存住宅は平成二十三年五月三十一日までに設置することが義務付けられました。
市の条例では、取り付け場所はまず寝室ですが、住まいの形態により階段や廊下に煙感知式警報器の設置が義務付けとなっています。訪問販売業者の中には、市販の警報器は駄目といって高額な商品を強引に勧める場合があるので注意しましょう。火災が起きた場合、火災警報器が付いていないと火災保険が支払われないことはありませんが、掛けている保険によって違う場合もあるので、保険の内容を確認しておきましょう。また、訪問販売での契約であればクーリング・オフもできます。商品購入の時は、「NSマーク」の付いたものを選びましょう。

市長の資産等を公開します

「政治倫理の確立のための芦屋市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、市長の資産等補充報告書および関連会社等報告書を公開します。
各報告書の閲覧を希望されるかたは、下記へお問い合わせください。

問い合わせ
秘書課　☎38-2000

長寿医療（後期高齢者医療）制度 保険料額決定通知書を送付

問い合わせ　保険医療助成課医療助成担当　☎38-2037

四月から長寿医療制度が始まりました。被保険者一人一人が保険料を負担することになります。平成十九年中の所得に応じて計算した「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を七月十五日ごろに送付します。

【保険料の支払い方法】
保険料の納め方は、特別徴収（年金天引き）と普通徴収（納付書または口座振替での支払い）があります。

●保険料の計算方法●
（19年中の総所得金額等※－330,000円）×8.07％＋43,924円
＝20年度保険料額（最高限度額50万円）
※収入額から公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費を引いた金額
平成19年中の世帯（世帯主と世帯内の被保険者）の総所得金額等が一定金額以下の場合は均等割額が軽減されます。

■**四月から、年金天引きのかた**
四月から、特別徴収（年金天引き）されているかたは、平成二十年度保険料額から四・六・八月の仮徴収額を差し引いた残額を、十・十二・二月に分け（百円未満の端数は十月分で）徴収します。
ただし、保険料額によって普通徴収に変わる場合があります。

■**被用者保険の被扶養者だったかた**
制度に加入する直前に被用者保険（政府管掌健康保険・健康保険組合・共済組合など）の被扶養者だったかたについては、九月までは軽減措置により保険料は徴収されません。
十月から平成二十一年三月までの間に、軽減後の額（二千百九十六円）を、特別徴収または普通徴収します。
＊国民健康保険・国民健康保険組合の被扶養者は該当しません。

■**前記以外のかた**
七月から、普通徴収で支払っていただくことになります。普通徴収の納期は、七月から翌年三月までの毎月末の計九回です。
ただし、普通徴収の人でも、十月以降に特別徴収に変更する場合があります。その際には、特別徴収に関する「通知書」をお送りします。
＊年金額が、年額十八万円未満のかたや、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が特別徴収の対象となる年金額の二分の一を超えるかたなどは、普通徴収となります。

【保険料の減免】
次に該当するかたは、保険料が減免される場合があります。窓口にご相談ください。
○災害で大きな損害を受けたかた
○所得の著しい減少があったかた
○他の被保険者や世帯主が死亡したことなどで、世帯の所得が軽減判定基準以下となるかた
○一定期間給付の制限を受けたかた

老人医療費助成制度の取得条件

問い合わせ
保険医療助成課医療助成担当　☎38-2037

次の①から③のすべてを満たしているかたは、老人医療費助成制度を受給することができます。
①市内在住のかたで、六十五歳の誕生日の属する月の初日から、七十歳になる日の属する月の末日（月の初日生まれのかたは、前月の末日）までの年齢にあたるかた。
②受給者本人の平成二十年度（十九年分）の市民税が非課税のかた。
③一つの世帯で、受給者本人を除く六十五歳以上のかた全員の市民税の課税所得金額が百四十五万円未満であるかた。
※ただし、①②の条件を満たし、③の条件のみ該当しない場合で、受給者本人を含めた六十五歳以上の世帯全員の収入金額が、合計五百二十万円未満の場合は、申請により助成を受けることができます。この場合、平成十九年分確定申告等、収入金額（各種控除・必要経費・源泉徴収等）一切の控除を行う前の金額が確認できる書類の写しを提出してください。
※障がい者・高齢障がい者など福祉医療を受けているかたは、申請の必要はありません。

■**資格取得の申請に必要なもの**
健康保険証・印鑑（認め印で可）

国民健康保険料の料率が決まりました

問い合わせ　保険医療助成課保険担当　☎38-2035

国民健康保険は、万が一の病気やけがに備えて、加入者が保険料を負担し、必要な時に安心して医療を受けるための制度です。保険料は、医療費（一部負担金を除く）から、国・県等の交付金および市からの繰り入れ金等を差し引いた金額をもとに計算します。ご加入の世帯には、７月10日ごろに「国民健康保険料納額通知書」を送付します。通知書発送後は、窓口等が非常に混雑が予想されます。ご了承ください。

【年間保険料】
年間保険料は「医療給付費分」、「後期高齢者支援金等分」と40歳以上65歳未満のかたが対象の「介護保険分」からなります。いずれも「所得割額」、「均等割額」および「平等割額」の合計額です。
※所得割額の算定基礎は、平成19年分の所得金額から純損失の繰り越し控除および市民税の基礎控除（33万円）を差し引いた額です。
所得税の確定申告または、市・県民税の申告書を提出されたかたは、所得の申告は不要ですが、所得のないかた、または、所得の少ないかたは、保険料が軽減されることがありますので、「国民健康保険所得申告書」により所得や生活状況を申告してください。

保険料率	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護保険分
所得割額	5.10%	1.6%	1.7%
均等割額	27,360円	8,040円	8,880円
平等割額	19,680円	5,760円	4,800円
賦課限度額	470,000円	120,000円	90,000円

【主な変更点】
■**限度額の変更**　53万円から59万円に（介護保険分は据え置き）
■**長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に伴う平等割の軽減**
同一世帯内の国民健康保険加入者が長寿医療制度への移行に伴い１人になった場合、一定期間、平等割が２分の１（世帯構成が変更した場合、減額措置を見直し）に。
■**年金所得者のかた**
○公的年金等に係る雑所得だけの世帯に対する保険料
平成４年からの暫定措置（所得割の２割減額）を廃止。
○保険料の年金からの徴収
原則として、65歳から74歳までの世帯主で、①～③のすべてに当てはまるかたは、10月に支給される年金から保険料を徴収。
＊該当者は納額通知書に記載。
①世帯主が国民健康保険の被保険者
②世帯内の国民健康保険の被保険者のかた全員が65歳以上74歳以下
③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上。国民健康保険料と介護保険料を合わせて年金額の２分の１以上を超えないこと
○公的年金控除額の変更
平成16年中に公的年金等控除額の適用を受けていた65歳以上のかたについての経過措置の適用が終了しました。

7月1日・西宮社会保険事務所の電話番号が変わります

７月１日から、担当課ごとのダイヤルインに変更されます。これまでの西宮社会保険事務所の代表番号（0798-33-1285）は、使用できませんのでご注意ください。

【西宮社会保険事務所】
■**国民年金課**　☎0798-33-2941
国民年金の資格・保険料に関する照会
■**厚生年金適用課・調査課**　☎0798-33-2942
健康保険・厚生年金保険適用に関する照会
■**厚生年金徴収課**　☎0798-33-2943
健康保険・厚生年金保険料に関する照会
■**庶務課**　☎0798-33-2944
その他の照会

夜間（17：00～9：00）水道修理工事当番表【７月】

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へ

●平日の昼間は水道部へお尋ねください。
●土曜日・日曜日・祝日は市役所（☎31-2121）へお尋ねください。
●夜間の修理は右の業者が待機しています。

店名	TEL	当番日
西岡設備工業所	22-6900	1、6、12、18、24
（資）神明商会	22-3565	2、8、14、20、26
原田商会	22-0706	3、16、22、28
越智商会	22-3708	4、10、23、29
㈲大阪商会	32-6302	5、11、17、30
前忠工業㈱	31-8548	7、13、19、25、31
中央水道工務所	22-3552	9、15、21、27

問い合わせ　水道工務課　☎38-2083

「県民まちなみ緑化事業」の募集

問い合わせ　公園緑地課　☎38-2065

都市地域の防災性向上や環境改善などを目的として、市が緑化計画を作成します。それに沿って住民の皆さんが、公園・学校・広場・住宅地や空き地などで協働して実施する樹木を中心とした緑化活動に対して、県から苗木購入費などの補助が受けられます。また、大規模な建築物の敷地の緑化、幼稚園・小学校などの運動場の芝生化なども補助されます。

【駐車場の芝生化、屋上緑化・壁面緑化】
■**申し込み**　＜第２期＞７月１日～８月29日　＜第３期＞９月１日～11月７日
＊予定額を上回った時点で募集締め切り

【苗木購入費、植栽帯、生垣、校園庭の芝生化】
■**申し込み**　５月26日～11月７日　＊予定額を上回った時点で募集締め切り
■**対象地域**　市街化区域などの用途地域のある区域ほか
■**補助対象**　公園・空き地などの緑化、住宅地の生垣化、校園庭の芝生化ほか
■**補助内容**　苗木等購入費・緑地整備費

ホタルブクロ